

ベルギー知的財産庁について

特許審査第三部医療 長部 喜幸

抄録

平成22年7月よりベルギーのルーヴェンカソリック大学へ留学中である。筆者の住むルーヴェンは、ベルギー知的財産庁のある首都ブリュッセルから電車で約30分程度の距離であり、また、同大学の教授のご好意によりベルギー知的財産庁を訪問する機会に恵まれた。この場をお借りして、ベルギー知的財産庁及びベルギー雑感を紹介する。

(1) はじめに

ベルギー王国の公用語はオランダ語、フランス語、ドイツ語であり、ベルギー知的財産庁が位置するブリュッセル地域における公用語は、オランダ語とフランス語である。そのため年次報告等、参考にした資料は、オランダ語版又はフランス語版のみのものが散見される。当記事の執筆にあたり、なるべく正確な翻訳を試み、不明な点はベルギー知的財産庁に勤務する知人に尋ねる等、注意を払ったつもりであるが、筆者はオランダ語もフランス語も不得意なため、当記事には不正確な情報もあるかもしれない。その点ご了承ください。

(2) ベルギー知的財産庁について

ベルギー知的財産庁は、連邦政府経済省¹⁾の下部組織である。連邦政府経済省は、競争総局、エネルギー総局、市場の規制及び編成総局、経済潜在性総局、中小企業政策総局、品質管理及び安全総局、施行及び調停総局、統計及び経済情報総局、通信及び情報社会総局の9つの総局からなり、ベルギー知的財産庁は、市場の規制及び編成総局に属する。

ベルギー知的財産庁は、「法務及び国際部」及び「製品、会計、及び情報部」から構成され、「法務及び国際部」は、特許、商標、意匠等を担当する各部署が属し、「製品、会計、及び情報部」は、登録、付与、公告等を担当する各部署が属する。(図1参照)

ベルギー知的財産庁の役割は、以下のとおり。

- (i) 知的財産権(特許権、補足保護証明²⁾、植物品種権³⁾、商標権及び意匠権)の管理⁴⁾(図2も参照のこと)
- (ii) 知的財産制度の啓蒙活動
- (iii) 知的財産制度の法的枠組みの構築及び見直し

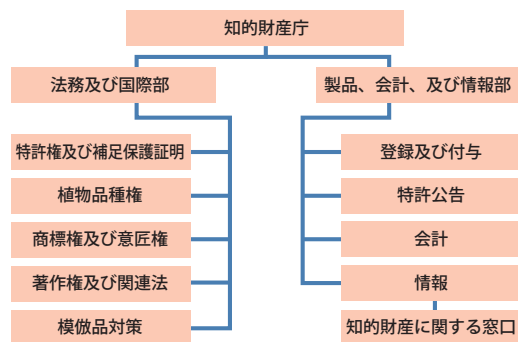


図1 ベルギー知的財産庁組織図
(ベルギー知的財産庁年報2008をもとに作成)

1) 正式名称を直訳すると、「経済・中小企業・自営業・エネルギー連邦公共サービス」。ベルギーでは、防衛省を除いて省 (ministry又はそれに相当するオランダ語・フランス語・ドイツ語) という名称を使用せず、連邦公共サービス (Federal Public Service又はそれに相当するオランダ語・フランス語・ドイツ語) という名称を使用している。

2) supplementary protection certificate、日本における特許権の存続期間の延長制度に相当。

3) plant variety rights、育成者権plant breeder's rightsとしても知られる。

4) ここでいう「管理」とは、出願受付、権限付与、出願料等受領等を意味する。

図2 ベルギーにおける知財保護
(ベルギー知的財産庁年報2008をもとに作成)

保護レベル	知的財産権			
	特許権	商標権	意匠権	植物品種権
国内	ベルギー特許	なし	なし	ベルギー植物品種権
ベネルクス	なし	ベネルクス商標 (BOIP)	ベネルクス意匠 (BOIP)	なし
共同体	なし (共同体特許検討中)	共同体商標 (OHIM)	共同体意匠 (OHIM)	共同体植物品種権 (CPVO)
欧州	欧州特許	なし	なし	なし
世界	WIPO	WIPO	WIPO	UPOV

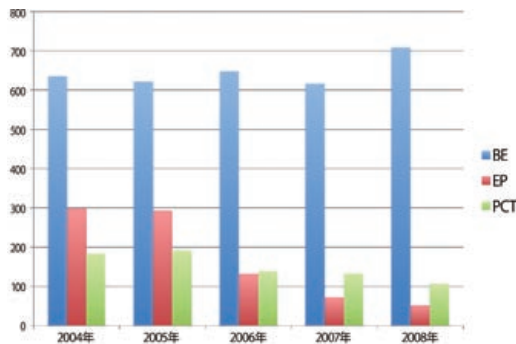


図3 最近の出願状況 (特許)
(ベルギー知的財産庁年報2008をもとに作成)

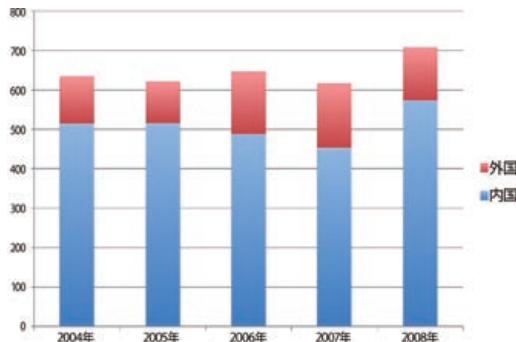


図4 最近の出願状況 (特許 出願人内訳)
(ベルギー知的財産庁年報2008をもとに作成)

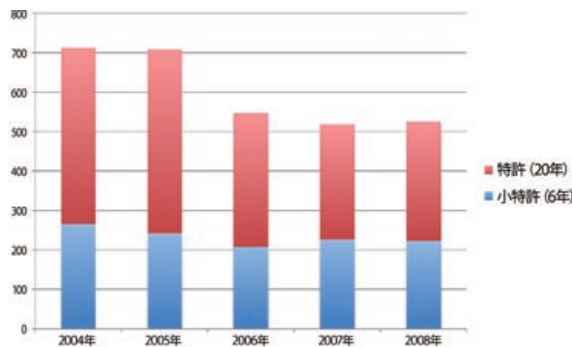


図5 最近の出願状況 (特許—小特許)
(ベルギー知的財産庁年報2008をもとに作成)

特許出願について、ベルギー知的財産庁は、ベルギー特許出願、欧州特許出願、及び特許協力条約に基づく国際出願を受け付けている。近年、ベルギー特許出願の出願数に変化はないが、後者2種の出願数は減少傾向にある。また、ベルギー特許出願の出願人内訳をみるに、内国人の割合が多い。(図3、図4参照)

なお、ベルギー特許には、存続期間が出願日から6年間である「小特許」が存在していた⁵⁾。当該「小特許」と通常の特許との割合は、図5を参照のこと。

ベルギー知的財産庁は、ブリュッセル北駅近くのアルベルト2世通りに位置する。この通りはいわゆる官公庁街で、他省庁やフランドル地域政府⁶⁾などもこの通りにある(写真は連邦政府経済省外観)。ブリュッセルはさほど大きな街ではないため、観光地として有名なグランプラスや小便小僧からベルギー知的財産庁まで歩いて20分~25分程度の距離である。



5) 小特許は2009年1月8日をもって廃止。

6) (5) 文化的側面も参照のこと。

ベルギー知的財産庁は、連邦政府経済省の建物の7階にあり、7階フロアの約3分の2がベルギー知的財産庁のスペースとなっている。ベルギー知的財産庁の職員数は、当記事執筆時点で、「法務及び国際部」15名、「製品、会計、及び情報部」40名の計55名体制となっている。職員各々に個別のオフィスが与えられ、規模は小さいながら、オフィスの構造や雰囲気はEPOに似ている。筆者が訪れた際には、「製品、会計、及び情報部」部長のStefan Drisque氏をはじめ、多くのスタッフが温かく迎え入れてくれた。

(3) 特許制度の概要

ベルギーの特許法は無審査主義を採用しており、ベルギー特許は発明の価値又は明細書の正確性を保証することなしに、出願人のリスクにおいて付与される⁷⁾。実体的要件に瑕疵が存在する場合、当該特許は裁判所によって取り消される⁸⁾。

また、無審査主義を採用しているが、特許出願の結果として、その発明についての調査報告書が作成される⁹⁾。なお、調査報告を作成する主体は、ベルギー国王の指定する政府機関であり、現時点で当該機関はEPOである¹⁰⁾。

特許保護対象について、諸外国の特許制度同様、いくつかの分野が保護対象から外れている。保護対象の設定について、(i) 特許法上の「発明」とは認めないもの¹¹⁾、(ii) 特許法で与えられる保護から排除するもの¹²⁾、(iii) 産業上利用可能性の観点から保護対象外としているもの¹³⁾がある。特筆すべきは、(ii)に含まれるものとして、ヒト胚を分割する技術を含むヒトのクローニング、ヒト胚の工業的又は商業的目的での利用などが特許法に明記されている点¹⁴⁾、

及び、手術又は治療による人体又は動物の体の処置方法及び人体又は動物の体の診断方法が、産業上利用可能な発明でないとして規定している点にある¹⁵⁾。

特許の有効期間は出願日から20年間である。以前は、「小特許」と呼ばれる特許権が存在し、出願人は通常の特許か小特許を選択できた。すなわち、特許出願の後、出願人が一定期間内に調査報告書作成の手数料を納付する場合、特許出願の結果として調査報告書が作成され通常の特許が付与される¹⁶⁾が、当期間内に調査報告書作成の手数料を納付しない場合、調査報告書が添付されない「小特許」が付与され、その有効期間は出願日から6年間である¹⁷⁾。なお、小特許制度は2009年1月8日に廃止された¹⁸⁾。

また、医薬品及び農薬関連の特許権について、補足保護証明を提出すれば有効期限を5年に限り延長することが可能であり、小児用医薬に関する特許権については、さらに6月延長することも可能である¹⁹⁾。

当項目の最後として、ベルギーならではの条文を紹介する。特許法第61条及び62条は、「代理人の承認に関する委員会」の設置についての条文であるが、この委員会は二部門をもって構成される旨規定されている。その内の一方の部門はオランダ語で業務を行い、他方の部門はフランス語で業務を行う旨、フランス語部門の委員の一人はドイツ言語地域の居住者であって、ドイツ語についての十分な知識を有していなければならない旨規定されている。

冒頭で述べた通り、ベルギーは公用語が多数存在し、複雑な構造を有しているために、このような条文が存在すると考えられる。

7) ベルギー特許法第22条

8) 同法第49条

9) 同法第21条

10) ベルギー特許規則第20条

11) ベルギー特許法第3条。数学的方法、美的創作物、精神的活動、情報の提示等。

12) 同法第4条。植物品種権で保護を受ける植物品種、公序良俗に反するもの等。

13) 同法第7条。

14) 同法第4条第3項。

15) 同法第7条。EPC第53条も参照。

16) 旧法(1984年法)第39条第1項

17) 旧法(1984年法)第39条第2項

18) 小特許制度の廃止理由は、専らベルギー特許の質の向上にある。全てのベルギー特許に調査報告書を添付させることにより、Legal Certaintyを向上させる狙いがある。

19) E.U. Regulation 469/2009参照。

他に wet van 29 juli 1994 betreffende het beschermingscertificaat voor geneesmiddelen (蘭) / la loi du 29 JUILLET 1994 sur le certificat complémentaire de protection pour les médicaments (仏)、

(4) 審査実務

ベルギー知的財産庁では、業務の一環として、出願前先行技術調査を行っている。出願人・代理人からの依頼により、特定技術分野でどのような先行技術が存在するかを調査するものである。出願前なので、特許請求の範囲のような明確な発明の範囲は存在せず、出願人・代理人が指定するいくつかの技術的特徴に基づき先行技術調査を行う。当該調査結果には、新規性・進歩性の有無などに関する意見は付与されず、単に、発見された先行技術情報が示されるに過ぎない。出願人・代理人は、当該先行技術調査の結果を踏まえ、出願するか否かを検討でき、また、妥当な特許請求の範囲を検討することができる。

なお、出願前先行技術調査の際に用いるサーチツールとしては、Esp@cenet、Atlas Search、ベルギー特許を集積した自前のデータベース等を用いている。

(5) 文化的側面(特許庁近辺の様子・国民の気質・特徴的な習慣等)

ベルギーは立憲君主制国家及び連邦国家である。国家は、言語的な区分による「共同体」(オランダ語、フランス語、ドイツ語)と、地理的な区分による「地域」(フランドル、ワロン、ブリュッセル)から構成され、世界的にも稀な2層構造の連邦制を採用している。

「連邦政府」は主に外交政策、国防政策、社会保障政策等を所管しているが、多くの権限が共同体及び地域に委譲されている。例えば、「共同体政府」は主に文化政策、教育政策、厚生政策等を、「地域政府」は主に経済政策等を所管している。このように、多くの権限が各政府に委譲されている点がベルギーの特徴である。なお、知財政策は連邦政府が所管している。

この複雑性は筆者がベルギーに魅了される一因であるが、これは(i)産業革命以降、南北間で経済格差が広まったこと、(ii)フランス語圏の人々が中心になりオランダから独立したものの、政治・産業の中心はフランドル地域(オ

ランダ語圏)にあること、(iii)学校での宗教教育義務化について意見が二分されたこと等により、この複雑性が形成されたと筆者は考えている。

また、上記(ii)に関し、ベルギーの言語事情は深刻な問題である。筆者の留学先であるルーヴェンカソリック大学は、教育言語の問題(大学の講義はオランダ語とフランス語のどちらで行うべきか)により大学が二分され、ワロン地域(フランス語圏)に新ルーヴェンという新たな大学が設立されたほどである。知財関連では、ロンドンアグリメントの未批准に関して、ベルギーの言語問題が影響している。すなわち、ロンドンアグリメントの批准は、暗にベルギーの公用語に優劣をつけることになり、これは非常に敏感な問題として取り扱われている。また、人口の1%程度の人々が母国語として使用するに過ぎないドイツ語によるベルギー特許に関してもその有効性が疑問視されている。

国民の気質については、筆者がまだ数ヶ月しか滞在しておらず、十数名程度のベルギー人(全てオランダ語圏出身)しか知らないこともあり、正直に言うならば「よくわからない」という感想が適切かと思う。

ベルギーは、歴史上、スペイン領、オーストリア領、フランス領、オランダ領であったことがあり、また、二度の世界大戦ではドイツに二回占領されている。そのため、ベルギー人にとって、外国人とは「自分の領土・財産を占領・搾取する存在」という概念が根強く残っているといわれている²⁰⁾。その一方で、国民の大多数が英語(公用語ではない)を話し、地理的優位性も手伝い、欧州の中心として外国から資本・労働力等を受け入れる体制が整い、小国の割には存在感を有しているといえる。

筆者の住むルーヴェンでは、ほぼ100%の人が英語を話し、主に留学生や研究者又はその家族としてやってくる外国人を(少なくとも表面上は)快く受け入れており、また、他国の文化・芸術に興味を示し、ベルギー人の方から近づいてくる人々が少なからず存在する。内向的でコミュニケーションが苦手そうでいながら、三か国語以上を話す人

wet van 5 juli 1998 betreffende het aanvullend beschermingscertificaat voor gewasbeschermingsmiddelen (蘭) / la loi du 5 JUILLET 1998 sur le certificat complémentaire de protection pour les produits phytopharmaceutiques (仏)、

Koninklijk Besluit van 8 november 1998 betreffende het aanvragen en het verlenen van aanvullende beschermingscertificaten voor gewasbeschermingsmiddelen (蘭) / Arrêté Royal du 8 novembre 1998 relatif à la demande et à la délivrance de certificats complémentaires de protection pour les produits phytopharmaceutiques (仏)、及び、

Koninklijk Besluit van 31 mei 1994 betreffende het aanvragen en het verlenen van aanvullende beschermingscertificaten voor geneesmiddelen (蘭) / l'AR du 31 mai 1994 relatif à la demande et à la délivrance de certificats complémentaires de protection pour les médicaments (仏)を参照。

20) Vanzelfsprekend, INSTITUUT VOOR LEVENDE TALEN K.U.LEUVEN、及び、leuven historisch, Leuven Historisch Genootschap vzw 等

がかなりの数存在し、自国に対し悲観的ともとれる考えを有しているながら、自国の文化・芸術を愛し、スポーツの国際試合などでは自国選出を熱狂的に応援する。国を考える場合も同様だが、対立・矛盾する複数の因子がベルギー人の中に存在し、それがバランスを保ちながら一個の人間を成立させる、というのが断片的な情報・経験から筆者が受けた現時点での印象である。(あくまでも個人的見解だが。)

～ベルギー人のベルギービールの飲み方～

真面目な話題ばかりではつまらないので、ベルギー人とベルギービールについての話題を一つ。

ベルギービールは約800種類あると言われ、ドライなもの、甘いもの、すっぱいもの等々数えきれず、ベルギービールのことだけで本が一冊(いや数冊はいけるか、頑張れば十数冊は)書けるぐらいバリエーションに富む。しかし、カフェでベルギー人を観察していると、彼らは専らピルスナータイプの一種類しか飲まないことに気づく。

友人に聞いたところ、ビールを追求するのは一部のマニアぐらいで、多くの方は、気軽に飲めるピルスナータイプだけを飲む。カフェに来るのは友人との会話を楽しんだり、スポーツの試合を観戦したりするためで、ビールはあくまでも脇役とのこと。

筆者からしてみると宝の持ち腐れとも思えるが、我々日本人も、日本酒や焼酎を追求するのは一部のの方々だけであり、一般的な日本人が居酒屋に行くとメニューもみずに「とりあえず生(ビール)」と言っていることを考えるに、状況は似たようなものといえる。

なお、ベルギーのオランダ語圏では、(何も言わずに)ウェイターに対して小指を立てるサインを出すとピルスナータイプの生ビールが出てくる。これは、オランダ語で発音が類似する小指(pinkje)と生ビール(pintje)をかけており、騒がしいカフェ等ではこのサインが活用される。ちょっとしたトリビア。

(6) おわりに

幸運にもベルギーへの留学の機会に恵まれ、1年間こちらで生活する予定である。一般的な日本人がベルギーについて最初に頭に思い浮かべるのは、チョコレート、ビール、ワッフルなどかもしれないが、この国は調べれば調べるほど深く複雑である。特に、ほぼ単一民族であり単一の公用語及び政府を有する島国出身の筆者にとっては非常に面白

い。例えば、周囲を列強に囲まれた状況下で生存するために試行錯誤する姿や、構成の複雑性がゆえに政治体制がなかなか安定しない点、それでも国として成立している点などを客観的立場から見てみると興味深い。この留学期間中に、今回のベルギー知的財産庁への訪問など、様々な分野の情報を収集したいと考えている。

profile

長部 喜幸 (おさべ よしゆき)

平成14年4月 特許庁入庁(特許審査第三部医療)

平成18年4月 審査官昇任

平成22年7月より ルーヴェンカソリック大学(ベルギー)へ留学